

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案について

平成16年10月12日

原子力委員会決定

当委員会は、今後の我が国における原子力研究開発の重要性に鑑み、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の廃止・統合とその独立行政法人化について、当委員会の基本的な考え方等を示すなど積極的に取り組んできた。本日、独立行政法人日本原子力研究開発機構法案が閣議決定されたとの報告を受け、当委員会は次のように考えるものである。

1. 日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構は、原子力基本法において位置付けられる原子力の開発機関として、これまでの累次にわたる「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「原子力長期計画」という)の下、我が国の原子力研究開発において中核的な役割を担ってきた特殊法人である。

本法案は、新たに設立される独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という)を原子力基本法における我が国の中核的な原子力の開発機関と位置付けているが、その趣旨は、新設される機構が、他の研究機関、大学と連携、協力して効果的かつ効率的にその使命を果たすことを奨励こそすれ、排除するものではないと理解する。

2. 本法案で規定された機構の目的、業務の範囲及び原子力委員会の関与については、独立行政法人制度の趣旨等を勘案した上で、基本的にはこれまで原子力委員会が示してきた考え方と整合していると理解する。

3. 本法案が成立した後、機構における研究開発体制が整備される際には、統合によるシナジー効果が発揮され、活性に富んだ組織となるよう十分に配慮されるべきである。

4. 機構の業務については、機構の原子力基本法における位置づけに鑑み、原子力長期計画を十分尊重してその実施が図られることが必要である。原子力委員会としては、本法案の規定に基づき主務大臣による中期目標の認可に当たってこの観点から意見を述べるとともに、毎年の予算要求、業務の実施状況、その他について、文部科学省及び経済産業省より適宜説明を聴取し、意見を述べて参りたい。